

○下関市都市公園条例施行規則

平成17年 2 月13日

規則第263号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める申請書によらなければならない。

- (1) 条例第3条第2項の規定による許可申請 都市公園内行為許可申請書（様式第1号）
- (2) 条例第3条第3項の規定による変更許可申請 変更許可申請書（様式第2号）
- (3) 条例第8条第1項の規定による許可申請 有料公園等使用許可申請書（様式第3号）。
ただし、条例第9条の規定に基づき別に定めがあるものについては、その定めるところによる。
- (4) 条例第8条第2項の規定による変更許可申請 有料公園等使用許可変更申請書（様式第4号）。ただし、条例第9条の規定に基づき別に定めがあるものについては、その定めるところによる。
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による許可申請 公園施設設置許可申請書（様式第5号）又は公園施設管理許可申請書（様式第6号）
- (6) 法第6条第2項の規定による許可申請 都市公園占用許可申請書（様式第7号）
- (7) 法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により許可を受けた事項の変更許可申請 変更許可申請書（様式第2号）
- (8) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き公園施設を設置し、管理し、若しくは公園を占用し、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為をしようとする場合の許可申請 継続許可申請書（様式第8号）

2 前項第3号の規定にかかわらず、有料公園を利用しようとする場合の条例第8条第1項に規定する許可申請は、口頭によりすることができる。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、有料公園施設のうち乃木浜総合公園更衣室、乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場（個人使用に限る。）又は乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ用具を利用しようとする場合の条例第8条第1項に規定する許可申請にあっては、別

に定める受付簿への必要事項の記載をもって、有料公園等使用許可申請書の提出に代えることができる。

- 4 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、有料公園施設のうち乃木浜総合公園第2多目的グラウンド（照明設備）、乃木浜総合公園庭球場又は金比羅公園グラウンド（照明設備）を利用しようとする場合の条例第8条第1項に規定する許可申請又は同条第2項に規定する許可を受けた事項の変更に係る許可申請は、公共施設予約システム（公共施設の利用に係る事務を、一定の手順に従って自動的に処理する電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 5 第1項第3号の規定にかかわらず、有料公園施設のうち下関運動公園駐車場を使用しようとする場合の条例第8条第1項の規定による許可申請にあっては、駐車しようとする車両で当該駐車場に入場することをもって、有料公園等使用許可申請書の提出に代えることができる。

（許可書）

第3条 市長は、次の各号に掲げる許可をするときは、それぞれ当該各号に定める許可書を申請者に交付する。

- (1) 条例第3条第1項又は第3項の規定による許可 都市公園内行為許可書（様式第9号）又は変更許可書（様式第10号）
 - (2) 条例第8条第1項及び第2項の規定による許可 有料公園等使用（変更）許可書（様式第11号）。ただし、条例第9条の規定に基づき別に定めがあるものについては、その定めるところによる。
 - (3) 法第5条第1項の規定による許可 公園施設設置許可書（様式第12号）、公園施設管理許可書（様式第13号）又は変更許可書（様式第10号）
 - (4) 法第6条第1項の規定による許可 都市公園占用許可書（様式第14号）
 - (5) 法第6条第3項の規定による許可 変更許可書（様式第10号）
 - (6) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き公園施設を設置し、管理し、若しくは公園を占用し、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為をする者に対する継続許可 継続許可書（様式第15号）
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、前条第2項から第4項までの規定による許可申請（許可を受けた事項の変更に係る許可申請を含む。）に係る使用許可は、別に定める使用券を交付して行うものとする。

（使用期間が3月を超える場合の使用料の徴収）

第4条 都市公園の使用の期間が3月を超える場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際に、次期以降の分は当該各期の初めに使用料を徴収する。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(使用料の減免)

第5条 条例第15条の市長が公益上の理由があると認めるとき及び使用料の減免額は、次のとおりとする。

(1) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に限る。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に限る。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に限る。）の長が、その教育又は保育のため使用するとき 全額

(2) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき 全額

(3) 市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するため使用するとき（乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場を除く。） 全額

(4) 他の者が、本市と共催して開催する集会、行事等で使用するとき 全額

(5) 市内の社会福祉団体が、当該団体が運営する施設等の入所者又は通所者のために主催する大会、行事等で乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園会議室、乃木浜総合公園人工芝グラウンド（照明設備を除く。）又は乃木浜総合公園野球場（次号及び第7号において「乃木浜総合公園天然芝グラウンド等」という。）を使用するとき 全額

(6) 次に掲げる事由で乃木浜総合公園天然芝グラウンド等を使用するとき 半額

ア 山口県高等学校体育連盟下関支部若しくは山口県高等学校野球連盟下関地区又は下関市スポーツ協会に加盟する団体が、主催し、又は共催する大会、行事等で使用するとき。

イ 総合型地域スポーツクラブが、主催する大会、行事等で使用するとき。

(7) 本市又は下関市教育委員会が後援する大会、行事等で乃木浜総合公園天然芝グラウンド等を使用するとき 3割に相当する額

(8) その他前各号に準ずるとき その都度市長が定める額

2 条例第15条の市長が特別の理由があると認めるとき及び使用料の減免額は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件に該当する者が長府庭園及びリフレッシュパーク豊浦に入園するとき 入園料の全額

ア 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者（付添人1人を含む。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級までの者については、付添人1人を含む。）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（付添人1人を含む。）

エ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に記入されている障害の程度が項症である者（障害の程度が特別項症から第4項症までの者については、付添人1人を含む。）

(2) 市内及び北九州市内に居住する65歳以上の者（介助者1人を含む。）が長府庭園及びリフレッシュパーク豊浦に入園するとき（団体料金適用のときを除く。） 入園料の半額

(3) 市内に居住する65歳以上の者が、次に掲げる有料公園施設を使用するとき（面貸しの施設にあっては、使用する者全員が市内に居住する65歳以上の者であるときに限る。） 半額

ア 乃木浜総合公園天然芝グラウンド

イ 乃木浜総合公園会議室

ウ 乃木浜総合公園更衣室

エ 乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場

オ 乃木浜総合公園庭球場（照明設備を除く。）

カ 乃木浜総合公園人工芝グラウンド（照明設備を除く。）

キ 乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場（コース使用を除く。）

ク 乃木浜総合公園野球場

(4) 乃木浜総合公園の有料公園施設若しくは器具又は金比羅公園の有料公園施設を使用する場合で、使用する者（当該使用する者が複数であるときにあっては、使用する者全員）

が第1号アからエまでに掲げる要件のいずれかに該当する者又はこれらの者とそれぞれ同等の障害を有すると認められる者（介助者を含む。）であるとき 全額

(5) 次に掲げる要件に該当する者が下関運動公園駐車場を使用するとき 駐車に係る使用料の全額

ア 第1号アからエまでに掲げる要件のいずれかに該当する者又はこれらの者とそれぞれ同等の障害を有すると認められる者（介助者を含む。）

イ 下関運動公園の管理に必要な業務のために駐車する者

ウ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第2項に規定する緊急自動車を駐車する者

エ 下関市総合体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市営下関庭球場、下関市弓道場又は下関市アーチェリー場を使用する者（観客及びオに規定する者を除く。）

オ 下関市総合体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市営下関庭球場、下関市弓道場又は下関市アーチェリー場で行う試合、競技大会等（興行を除く。）の参加者及び運営関係者

(6) その他市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

3 前項第2号及び第3号の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

4 条例第15条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、公園使用料減免申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をもって、それぞれが使用しようとする有料公園に係る公園使用料減免申請書の提出に代えることができる。

(1) 第2項第1号、第4号及び第5号アに該当する者 同項第1号アからエまでの区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに掲げる各手帳又はこれらに代わるものとして市長が特に認めるもの（同項第4号及び第5号アに該当する者のうち同項第1号アからエまでに掲げる要件のいずれかに該当する者とそれぞれ同等の障害を有すると認められる者（介助者を含む。）にあっては、市長が特に認めるもの）の提示

(2) 第2項第2号又は第3号に該当する者 住所及び年齢を証明するに足る公の機関の証拠書類の提示

(3) 第2項第5号エに該当する者 下関市総合体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市営下関庭球場、下関市弓道場又は下関市アーチェリー場の使用に係る下関市体育施設の設置等に関する条例（平成17年条例第130号）第5条第1項（同条例第18条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可の申請

5 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、公園使用料減免申請書の提出を省略することができる。

6 市長は、第4項の規定により使用料の減免申請があったときは、使用料の減免の適否を決定し、文書等により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公園使用料還付申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(公示の場所)

第6条の2 条例第17条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所前の掲示場とする。

(保管工作物等一覧簿)

第6条の3 条例第17条の3第2項の保管工作物等一覧簿は、様式第17号の2によるものとする。

2 条例第17条の3第2項の規則で定める場所は、都市整備部公園緑地課とする。

(受領書)

第6条の4 条例第17条の6の受領書は、様式第17号の3によるものとする。

(届出)

第7条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書によらなければならない。

(1) 条例第18条第1号の規定による届出 公園／施設設置／占用／工事完了届(様式第18号)

(2) 条例第18条第2号の規定による届出 公園／施設設置／施設管理／占用／廃止届(様式第19号)

(3) 条例第18条第3号の規定による届出 公園原状回復届(様式第20号)

(立入検査員証)

第8条 条例第19条第2項に規定する証票は、立入検査員証(様式第21号)による。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第21条第1項の規定により、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園の管理を行わせる場合にあっては、第2条第2項中「、口頭により」とあるのは「、指定管理者に口頭により」と、第3条第1項中「は、次の各号」とあるのは「が第3号から第6号までに掲げる許可をするとき、又は指定管理者が第1号及び第2号」と、様式第1号から様式第4号まで及び様式第9号から様式第11号までの規定中「下関市長」とあるのは「指定管理者」と、様

式第9号から様式第11号までの規定中「下関市指令 第 号」とあるのは「第 号」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者による利用料金の収受)

第10条 条例第21条の2の規定により、指定管理者に公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる場合においては、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第5条第1項第8号及び第2項第6号を除く。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項第8号及び第2項第6号中「その都度市長」とあるのは「その都度あらかじめ市長が定める範囲内で指定管理者」と、同号中「その他市長」とあるのは「その他あらかじめ市長が認める場合で指定管理者」と、様式第16号及び様式第17号中「下関市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「下関市指令 第 号」とあるのは「第 号」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、下関市都市公園条例施行規則（昭和45年下関市規則第45号）又は豊浦町都市公園条例施行規則（昭和58年豊浦町規則第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年6月29日規則第338号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月6日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の下関市都市公園条例施行規則様式第1号から様式第8号まで、様式第16号、様式第17号及び様式第18号から様式第20号までの様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年 6 月20日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の下関市都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にゆめ広場の臨時電源設備の項を使用する者について適用する。

附 則（平成20年 1 月 4 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月22日規則第115号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 5 号から様式第 8 号まで、様式第16号、様式第17号及び様式第18号から様式第20号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年 1 月16日規則第 4 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月24日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 1 号から様式第 9 号まで、様式第 11号、様式第15号から様式第17号まで及び様式第17号の 3 から様式第20号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年 1 月16日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 5 月15日規則第55号）

この規則は、平成29年 5 月16日から施行する。

附 則（平成29年 6 月30日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 2 月23日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 2 月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第3号、様式第4号及び様式第11号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第47号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月3日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号から様式第17号まで及び様式第18号から様式第20号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年9月30日規則第84号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号から様式第8号まで、様式第16号、様式第17号、様式第17号の3及び様式第18号から様式第20号までによる用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和3年4月23日規則第57号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年7月15日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第39号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第45号）

この規則は、令和6年8月5日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規則第52号）

この規則中第2条第4項の改正規定は令和6年7月1日から、第5条第2項第4号の改正規定は同年8月5日から施行する。

附 則（令和6年12月20日規則第71号）

この規則は、令和 7 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 8 日規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり都市公園内において行為をしたいので、下関市都市公園条例第3条第2項の規定により申請します。

公 園 名			
行 為 の 位 置		面積又は 数 量	
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行 為 の 期 間 又 は 時 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
復 旧 の 方 法			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 2 号(第 2 条関係)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

申請者

氏 名

連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第5条第1項
都市公園法第6条第3項 の規定により
下関市都市公園条例第3条第3項
下記のとおり許可事項を変更したいので、
申請します。

公 園 名			
既に受けた許可の年月日及び番号	年 月 日	下関市指令	第 号
既に受けた許可の内容			
変 更 す る 内 容			
変 更 す る 理 由			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 3 号(第 2 条関係)

有 料 公 園 等 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

(法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり有料公園、有料公園施設又は器具を使用したいので、下関市都市公園条例
第8条第1項の規定により申請します。

有 料 公 園 、 有 料 公 園 施 設 又 は 器 具 の 名 称			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで	(時間 分)
使 用 予 定 人 員		設 備 使 用	
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 4 号(第 2 条関係)

有料公園等使用許可変更申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

(法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり許可事項を変更したいので、下関市都市公園条例第8条第2項の規定により
申請します。

有 料 公 園 、 有 料 公 園 施 設 又 は 器 具 の 名 称			
既に受けた許可の年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	下関市指令	第 号
既に受けた許可の 内 容			
変 更 す る 内 容			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 5 号(第 2 条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

申請者

氏 名

連絡先

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり公園施設を設置したいので、都市公園法第5条第1項の規定により申請します。

公 園 名			
設 置 位 置		設置面積	m ²
公園施設の種類及び構造			
設 置 の 目 的			
設 置 の 理 由			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
管 理 の 方 法			
工 事 実 施 方 法			
工 事 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
復 旧 方 法			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 6 号(第 2 条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

申請者

氏 名

連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり公園施設を管理したいので、都市公園法第5条第1項の規定により申請します。

公 園 名			
管理する公園施設			
管理する公園施設の 種 類 及 び 構 造		管理する公園 施設面積	m ²
管 理 の 目 的			
管 理 の 方 法			
管 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第7号(第2条関係)

都市公園占用許可申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり都市公園を占用したいので、都市公園法第6条第2項の規定により申請します。

公 園 名			
占 用 の 位 置		面積又は 数 量	
占用物件の種類及び 構 造			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
管 理 の 方 法			
工 事 実 施 方 法			
工 事 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
復 旧 方 法			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第 8 号(第 2 条関係)

継 続 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

公園施設の設置
公園施設の管理
下記のとおり都市公園の占用を継続したいので、申請します。
下関市都市公園条例
第3条第1項の行為

公 園 名			
既 に 受 け た 許 可 の 年 月 日、 番 号 及 び 期 間	年 月 日 下関市指令 年 月 日 時から	第 号 年 月 日 時まで	
既 に 受 け た 許 可 の 内 容 及 び 面 積 又 は 数 量			
継 続 す る 期 間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
継 続 の 理 由			
そ の 他			
	使用料	受 付	・ ・
		番 号	第 号

様式第9号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

都 市 公 園 内 行 為 許 可 書

様

下関市長 印

下記のとおり都市公園内において行為をすることを、下関市都市公園条例第3条第1項の規定により許可する。

公 園 名			
行 為 の 位 置		面積又は 数量	
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行 為 の 期 間 又 は 時 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
復 旧 の 方 法			
使 用 料			
条 件			
そ の 他			

様式第10号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

変 更 許 可 書

様

下関市長 

下記のとおり変更を { 都市公園法第5条第1項都
市公園法第6条第3項 } の規定により許可する。
下関市都市公園条例第3条第3項

公 園 名			
変 更 す る 事 項			
変 更 す る 理 由			
変 更 前 の 使 用 料		変 更 後 の 使 用 料	
条 件			
そ の 他			

様式第11号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

有料公園等使用(変更)許可書

様

下関市長 印

下記のとおり使用(変更)を下関市都市公園条例第8条第1項及び第2項の規定により許可
します。

有 料 公 園、有 料 公 園 施 設 又 は 器 具 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から (時間 分) 時 分まで
使 用 料	
条 件	
備 考	

様式第12号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

公 園 施 設 設 置 許 可 書

様

下関市長 

下記のとおり公園施設の設置を、都市公園法第5条第1項の規定により許可する。

公 園 名			
設 置 位 置		設置面積	m ²
公 園 施 設 の 種 類 及 び 構 造			
設 置 の 目 的			
設 置 の 理 由			
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
管 理 の 方 法			
工 事 実 施 方 法			
工 事 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
復 旧 方 法			
使 用 料			
条 件			
そ の 他			

様式第13号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

公園施設管理許可書

様

下関市長 印

下記のとおり公園施設の管理を、都市公園法第5条第1項の規定により許可する。

公園名			
管理する公園施設			
管理する公園施設の 種類及び構造		管理する公園 施設面積	m ²
管理の目的			
管理の方法			
管理期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料			
条件			
その他			

様式第14号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

都 市 公 園 占 用 許 可 書

様

下関市長 

下記のとおり都市公園の占用を、都市公園法第6条第1項の規定により許可する。

公 園 名			
占 用 の 位 置		面積又は数量	
占 用 物 件 の 種 類 及 び 構 造			
占 用 の 目 的			
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
管 理 の 方 法			
工 事 実 施 方 法			
工 事 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
復 旧 方 法			
使 用 料			
条 件			
そ の 他			

様式第15号(第3条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

継 続 許 可 書

様

下関市長 

公園施設の設置
公園施設の管理
下記のとおり都市公園の占用の継続を許可する。
下関市都市公園条例第
3条第1項の行為

公園名	
許可の内容及び面積又は数量	
継続の許可期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用料	
条件	
その他	

様式第 16 号(第 5 条関係)

公 園 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

申請者

氏 名

連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので、下関市都市公園条例第 15 条の規定により申請します。

公園名若しくは 有料公園施設又は 器具の名称			
申請の内容			
減 額 (免 除) 申請の理由			
そ の 他			
許可の年月日 及び番号	年 月 日 下関市指令 第 号		
減額(免除)する 金 額		受 付	・ ・
減額(免除)後の 金 額		番 号	第 号

様式第 17 号(第 6 条関係)

公 園 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

申請者

氏 名

連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり使用料の還付を受けたいので、下関市都市公園条例第16条ただし書の規定
により申請します。

公園名若しくは 有料公園施設又は 器具の名称				
許可の年月日 及び番号	年 月 日 下関市指令 第 号			
許可の内容				
還付申請の理由				
還付の金額				
その他				
振 込 先	金融機関名		口座番号	
	支店名		フリガナ	
	口座種別	普通・当座	口座名義人	
			受 付	・ ・

様式第17号の2(第6条の3関係)

[illegible]

備考 保管した工作物等が車両の場合においては、「名称又は種類」欄に車名を、「形状」欄に型式、塗色、番号標に表示されている番号等を記載すること。

様式第17号の3(第6条の4関係)

受 領 書 年 月 日 (宛先) 下 関 市 長 返還を受けた者 住 所 氏 名 電話番号 次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。	
返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	形 状
	数 量
(返 還 を 受 け た 金 額)	

備考 返還を受けた工作物等が車両の場合においては、「名称又は種類」欄に車名を、「形状」欄に型式、塗色、番号標に表示されている番号等を記載すること。

様式第 18 号(第 7 条関係)

公園施設設置
工事完了届

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

届出者

氏 名

連絡先

(法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり公園施設設置
占 用 工事を完了しましたので、下関市都市公園条例第18条第1号
の規定により届け出ます。

公 園 名			
既に受けた許可の年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 下関市指令 第 号	許可の内容	
工 事 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 の 概 要			
そ の 他			
		受 付	・ ・

様式第 19 号(第 7 条関係)

公園 施設設置
施設管理 廃止届
占 用

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所
届出者
氏 名
連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

施設設置
下記のとおり公園施設管理を廃止しましたので、下関市都市公園条例第18条第2号の規
占 用
定により届け出ます。

公 園 名			
既に受けた許可の年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 下関市指令 第 号	許可の内容	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
廃 止 す る 理 由 及 び 内 容			
そ の 他			
		受 付	・ ・

様式第 20 号(第 7 条関係)

公 園 原 状 回 復 届

年 月 日

(宛先)下関市長

住 所

届出者

氏 名

連絡先

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり公園を原状に回復しましたので、下関市都市公園条例第18条第3号の規定により届け出ます。

公 園 名			
既に受けた許可の年月日及び番号	年 月 日 下関市指令 第 号	許可の内容	
原状回復する理由			
工事を直接に実施した者の住所氏名			
原状回復した内容			
そ の 他			
	受 付	・ ・	

様式第21号(第8条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証			No.
職・氏名			写 真
上記の者は、公園施設又は公園内の占用物件若しくは使用場 所に立ち入り、検査等の事務に従事する職員であることを証明 する。			
交付年月日	年	月 日	
有効期間	年	月 日から	
	年	月 日まで	
下関市長			印

90mm

55mm

(裏)

下関市都市公園条例抜すい	
(立入検査)	
第19条 市長は、公園の管理のため必要があると認めるときは、その必要な限 度において、公園施設又は公園内の占用物件若しくは使用場所に立ち入り、 調査し、又は関係人に質問することができる。	
2 前項の規定により、公園施設又は公園内の占用物件若しくは使用場所に立 ち入ろうとする者は、市長の定めるその身分を示す証票を携帯しなければな らない。	

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 2 号（第 2 条関係）
様式第 3 号（第 2 条関係）
様式第 4 号（第 2 条関係）
様式第 5 号（第 2 条関係）
様式第 6 号（第 2 条関係）
様式第 7 号（第 2 条関係）
様式第 8 号（第 2 条関係）
様式第 9 号（第 3 条関係）
様式第10号（第 3 条関係）
様式第11号（第 3 条関係）
様式第12号（第 3 条関係）
様式第13号（第 3 条関係）
様式第14号（第 3 条関係）
様式第15号（第 3 条関係）
様式第16号（第 5 条関係）
様式第17号（第 6 条関係）
様式第17号の 2（第 6 条の 3 関係）
様式第17号の 3（第 6 条の 4 関係）
様式第18号（第 7 条関係）
様式第19号（第 7 条関係）
様式第20号（第 7 条関係）
様式第21号（第 8 条関係）